

姫島村地域防災計画

(資料編)

令和8年3月

姫島村防災会議

一 目 次

第1章	防災関係機関及び民間協力会社、団体一覧	1
第1	防災関係機関及び民間協力会社、団体一覧.....	3
第2章	災害対策要員	9
第1	村職員の状況.....	11
第2	国東市消防本部（署）職員の状況.....	12
第3	姫島村消防団の状況.....	13
第3章	防災に必要な資機材保有状況	15
第1	消防ポンプ自動車等現有状況（姫島村消防団）.....	17
第2	消防水利一覧表.....	17
第3	消火栓一覧表.....	18
第4章	防災に必要な施設設備及び物資需給等の状況	19
第1	指定緊急避難場所・指定一般避難所.....	21
第2	危険区域内等の要配慮者利用施設.....	23
第3	生活環境施設の状況.....	24
第4	医療機関一覧表.....	24
第5章	防災に必要な通信及び観測所等の状況	25
第1	村内無線施設等の状況.....	27
第2	各種観測施設.....	27
第3	火災・患者輸送（救急）発生時の連絡方法.....	28
第6章	防災に必要な輸送の状況	29
第1	主要道路、港湾、漁港、航路.....	31
第2	ヘリコプター離着陸場.....	32
第7章	災害危険予想箇所等の状況	33
第1	土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域.....	35
第2	砂防指定地.....	37
第3	地すべり防止区域.....	37
第4	急傾斜地崩壊危険区域.....	37
第5	山地災害危険地区.....	38
第6	重要水防区域等.....	39
第7	災害危険河川区域.....	39

目次

第8章	災害関係例規及び各種協定等	41
第1	姫島村防災会議条例.....	43
第2	姫島村災害対策本部条例.....	45
第3	災害時応援協定等の締結状況.....	46
第9章	被災者支援に関する各種制度	47
第1	経済・生活面の支援.....	49
第2	住まいの確保・再建のための支援.....	59
第3	農漁業・中小企業・自営業への支援.....	70
第10章	その他	77
第1	気象庁震度階級.....	79
第2	災害復旧工事台帳.....	83

第 1 章 防災関係機関及び民間協力会社、 団体一覧

第 1 防災関係機関及び民間協力会社、団体一覧

第1 防災関係機関及び民間協力会社、団体一覧

1 村

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
姫島村	〒872-1501 東国東郡姫島村 1630-1	0978-87-2281

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国東市消防本部	〒873-0502 国東市国東町田深 945-1	0978-72-1177
国東市消防本部姫島出張所	〒872-1501 東国東郡姫島村 1575-1	0978-87-2233

3 大分県

(1) 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
大分県生活環境部防災対策企画課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	097-536-1111
大分県土木建築部建築住宅課（住宅）	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	097-506-4677
大分県農林水産部漁港漁村整備課 （漁港・海岸）	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	097-506-3977
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1212
大分県国東土木事務所（道路）	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1321
大分県東部保健所国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1127

(2) 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国東警察署	〒873-0504 国東市国東町安国寺 5	0978-72-2131
国東警察署姫島警察官駐在所	〒872-1501 東国東郡姫島村 1629-2	0978-87-2059

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
福岡管区气象台	〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3604
大分地方气象台	〒870-0023 大分市長浜町 3-1-38	097-532-0644
第七管区海上保安本部	〒801-8507 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-2931
大分海上保安部	〒870-0107 大分市大字海原字地浜 916-5	097-521-0114
九州運輸局大分運輸支局	〒870-0906 大分市大州浜 1-1-45	097-558-2235
九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-471-6331
九州地方整備局大分河川国道事務所	〒870-0820 大分市西大道 1-1-71	097-544-4167

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	
陸上 自衛隊	第41普通科連隊第3科 (別府駐屯地)	〒874-0849 別府市大字鶴見 4548-143	0977-22-4311
	西部方面戦車隊 (玖珠駐屯地)	〒879-4498 玖珠郡玖珠町帆足 2494	0973-72-1116
	第4師団第3部防衛班 (福岡駐屯地)	〒816-8666 福岡県春日市大和町 5-12	092-591-1020
海上 自衛隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	〒737-8554 広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511
	佐伯基地分遣隊	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 3-3-37	0972-22-0370
航空 自衛隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031
地方 協力本部	自衛隊大分地方協力本部 総務課	〒870-0016 大分市新川町 2-1-36	097-536-6271

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
NTT西日本株式会社大分支店	〒870-0023 大分市長浜町 3-15-7	097-513-0101
KDDI まとめてオフィス 西日本株式会社九州支社	〒812-8503 福岡県福岡市博多区博多駅前 1-2-5 紙与博多ビル	092-577-3526
株式会社NTT ドコモ CS 九州大分支店	〒870-0026 大分市金池町 1丁目 4-1 ドコモ大分ビル	097-532-1182

機 関 名	所 在 地	電話番号
楽天モバイル株式会社	〒812-0013 福岡県福岡市博多区 博多駅東 3-14-1	050-5432-0560
日本赤十字社大分県支部	〒870-0033 大分市千代町 2-3-31	097-534-2236
日本放送協会大分放送局	〒870-8660 大分市高砂町 2-36	097-533-2800
日本通運株式会社大分支店	〒870-0026 大分市金池町 2-11-1	097-535-1113
九州電力送配電株式会社 大分支社配電部別府配電事業所	〒874-0924 別府市餅ヶ浜町 4-33	0977-26-6514
日本郵便株式会社大分中央郵便局	〒870-8799 大分市府内町 3-4-18	097-532-8662

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
株式会社大分放送	〒870-0938 大分市今津留 3-1-1	097-558-1111
株式会社テレビ大分	〒870-8636 大分市春日浦 843-25	097-532-9111
大分朝日放送株式会社	〒870-8524 大分市新川西 12	097-538-6111
株式会社エフエム大分	〒870-8558 大分市府内町 3-8-8 ハニカムプラザ 4 F	097-534-8888
大分県デジタルネットワーク センター株式会社	〒870-0037 大分市東春日町 1-2	事務局 097-542-1121
公益社団法人大分県トラック協会	〒870-0905 大分市向原西 1-1-27	097-558-6311
一般社団法人大分県バス協会	〒870-0907 大津町 3 丁目 4-13 大分県交通会館 3 F	097-558-3946
大分交通株式会社	〒870-8691 大分市新川西 8 組の 3	097-532-4948
一般社団法人大分県医師会	〒870-8563 大分市大字駄原 2892-1	097-532-9121
一般社団法人大分県 LP ガス協会	〒870-0901 大分市西新地 1-9-5	097-558-5483
一般社団法人大分県歯科医師会	〒870-0819 大分市王子新町 6-1	097-545-3151
大分合同新聞社	〒870-8605 大分市府内町 3-9-15	097-536-2121
朝日新聞大分総局	〒870-0045 大分市城崎町 2-1-11	097-532-3191
共同通信社大分支局	〒870-0021 大分市府内町 3-9-15	097-536-2656

機 関 名	所 在 地	電話番号
時事通信社大分支局	〒870-0046 大分市荷揚町 6-16 スカイメゾン外苑 203 号室	097-534-5500
西日本新聞社大分総局	〒870-0034 大分市都町 1-1-23 住友生命大分ビル 5 階	097-536-0111
日刊工業新聞社大分支局	〒870-0823 大分市東大道 1-8-28 シェドゥーヴル上野の森 803	097-578-9195
日本経済新聞社大分支局	〒870-0021 大分市府内町 3-7-20	097-532-4932
毎日新聞社大分支局	〒870-0034 大分市都町 1-1-23 住友生命大分ビル 13 階	097-532-4131
読売新聞社大分支局	〒870-0046 大分市荷揚町 3-1-5 階	097-534-1621
公益社団法人大分県看護協会	〒870-0855 大分市大字豊饒 310-4	097-574-7117
一般社団法人大分県地域婦人団体連合会	〒870-0037 大分市東春日町 1-1 N S 大分ビル内	097-534-0015
公益社団法人大分県薬剤師会	〒870-0855 大分市豊饒 441-1	097-544-4405
一般社団法人大分県建設業協会	〒870-0046 大分県大分市荷揚町 4-28	097-536-4800
社会福祉法人大分県社会福祉協議会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41	097-558-0300

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
社会福祉法人姫島村社会福祉協議会	〒872-1501 東国東郡姫島村 1634-1	0978-87-2024
大分県農業協同組合中央会	〒870-0044 大分市舞鶴町 1-4-15	097-538-6366
大分県農業協同組合姫島支店	〒872-1501 東国東郡姫島村 1560-4	0978-87-2331
大分県農業協同組合 東部営農経済センター経済部 姫島Aコープ店	〒872-1501 東国東郡姫島村 2024-1	0978-87-2448
大分県漁業協同組合	〒870-0021 大分市府内町 3-5-7	097-532-6611
大分県漁業協同組合姫島支店	〒872-1501 東国東郡姫島村 1827-10	0978-87-2211
大分県漁業協同組合姫島支店給油所	〒872-1501 東国東郡姫島村 1827-10	0978-87-2147
姫島村商工会	〒872-1501 東国東郡姫島村 2023-15	0978-87-3026

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)菅組姫島出張所	〒872-1501 東国東郡姫島村 2	0978-87-3121
(有)一丸建設	〒872-1501 東国東郡姫島村 2337-28	0978-87-2405
(有)姫島建設	〒872-1501 東国東郡姫島村 2	0978-87-3613
(同)木野村ヤンマー商会	〒872-1501 東国東郡姫島村 1458-1	0978-87-3131
姫島車えび養殖(株)	〒872-1501 東国東郡姫島村 2112-30	0978-87-2119
浜田豊美商店	〒872-1501 東国東郡姫島村 2001	0978-87-2772
小野仁商店	〒872-1501 東国東郡姫島村 1559	0978-87-2315
明石石油店	〒872-1501 東国東郡姫島村 2249-1	0978-87-2155
松原石油店	〒872-1501 東国東郡姫島村 2094-3	0978-87-2037

第2章 災害対策要員

第1 村職員の状況

第2 国東市消防本部（署）職員の状況

第3 姫島村消防団の状況

第1 村職員の状況

(令和7年4月現在)

	特別職	正職員	会計年度 任用職員	小 計
	3			3
総務課		9	1	10
議会事務局		1		1
企画振興課		6	1	7
出納室		3	1	4
情報センター		1	1	2
住民福祉課		8		8
姫寿苑		3	30	33
保育所		6	2	8
地域包括支援センター		2		2
税務課		4	1	5
建設課		4		4
水産・観光商工課		5	2	7
教育委員会		10	14	24
船舶課		15	15	30
生活環境課		12	4	16
健康推進課		5	1	6
姫島村国保診療所		29	6	35
合 計	3	123	79	205

(出典：村総務課)

第2 国東市消防本部（署）職員の状況

1 消防職員の配置状況

(令和7年4月現在)

階級別 区分		消 防 吏 員						小計	その他 の職員	合計
		司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士			
消 防 本 部	消 防 長	1						1		1
	庶 務 課		2					2	2	4
	警 防 課		3	1				4		4
	予 防 課		2	1				3		3
	出 向			1	1			2		2
小 計		1	7	3	1			12	2	14
消 防 署	消 防 署 長		1					1		1
	国 東 本 署		4	6	12	6	3	31		31
	姫島出張所		1	2	3	2	2	10		10
	国見出張所		1	4	6	2	4	17		17
	南 出 張 所		1	5	9	1	2	18		18
小 計			8	17	30	11	11	77		77
合 計		1	15	20	31	11	11	89	2	91

(出典：国東市消防年報)

2 基準職員数及び実員

(令和7年4月現在)

階級別 区分		消 防 吏 員						小計	その他 の職員	合計
		司令長	司 令	司令補	士長	副士長	消防士			
基準職員数		1	15	31	30	18	25	120		120
実 員 (令和6年度)		1	16	18	34	11	11	91	2	93
実 員 (令和7年度)		1	15	20	31	11	11	89	2	91

(出典：国東市消防年報)

第3 姫島村消防団の状況

1 名称、分団、管轄区域

名称	分団	管轄区域
姫島村消防団	第1分団～第6分団	東国東郡姫島村全域

(出典：国東市消防年報)

2 団員の実数

(令和7年5月現在)

階級 区分	団長	副団長	部長	分団長	副 分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	1	1					5	8
第1分団				1	1	4	4	7	17
第2分団				1	1	4	4	2	12
第3分団				1	1	4	4	5	15
第4分団				1	1	4	4	12	22
第5分団				1	1	4	4		10
第6分団				1	1	4	4	5	15
合計	1	1	1	6	6	24	24	36	99

(出典：村総務課)

第3章 防災に必要な資機材保有状況

第1 消防ポンプ自動車等現有状況（姫島村消防団）

第2 消防水利一覧表

第3 消火栓一覧表

第1 消防ポンプ自動車等現有状況（姫島村消防団）

（令和7年4月現在）

普通消防 ポンプ 自動車	水槽付 消防ポンプ 自動車	指揮車	林野火災 工作車	小型動力ポンプ		
				小型動力 ポンプ 積載車	車両に 積載して いないもの	手引動力 ポンプ
—	—	—	—	7	—	—
広報車	資器材 搬送車	自動二輪車	人員搬送車	その他の 車両		
—	—	—	—	—		

（出典：村総務課）

第2 消防水利一覧表

（令和7年4月現在）

番号	名称	地区	容量 (t)	種別	備考
1	西浦水槽	1	40	防火水槽	有蓋・耐震
2	中村水槽	2	40	〃	有蓋
3	南浦水槽	3	40	〃	有蓋
4	中央公園水槽	3	40	〃	有蓋・耐震
5	松原水槽	4	40	〃	有蓋・耐震
6	県営住宅水槽	4	40	〃	有蓋
7	用作水槽	4	40	〃	有蓋
8	中学校西水槽	4	40	〃	有蓋・耐震
9	大海水槽	5	40	〃	有蓋
10	金水槽	6	40	〃	有蓋
11	両瀬水槽	6	40	〃	有蓋
12	稲積水槽	6	40	〃	有蓋
13	灯台水槽	6	15	〃	有蓋
14	だるま山池	1	1,547	池	
15	用作池	4	2,016	〃	全面に浮草及び藻あり
16	迫ダム	4	49,000	〃	
17	二股池	5	81,000	〃	
18	大海貯水池	5	27,008	〃	
19	金池	6	4,293	〃	
20	大海河川	5	260	河川	
21	小学校プール	3	325	プール	
22	拍子水	6		その他	湧水あり

番号	名称	地区	容量 (t)	種別	備考
23 ~29	各港		∞	海	
※	各海岸線		∞	海	潮位により部署方法の検討必要
※	浄化センター北 地下水水槽	4		その他	ボーリングあり
※	浄化センター 流し水	4		その他	
※	唐戸ダム	4		その他	
※	車エビ養殖池			その他	

*吸水高さの限界・・・8m未満

(出典：村総務課)

第3 消火栓一覧表

(令和7年4月現在)

地区	管径(mm)					口径(mm)	計
	75	100	150	200	小計	40	
1	1	1	3		5		5
2		5	3		8		8
3	3	1	4		8		8
4	8	1	4	2	15		15
5	4				4	3	7
6	5				5	4	9
合計	21	8	14	2	45	69	114

(出典：村総務課)

第4章 防災に必要な施設設備及び物資需給等の状況

第1 指定緊急避難場所・指定一般避難所

第2 危険区域内等の要配慮者利用施設

第3 生活環境施設の状況

第4 医療機関一覧表

第1 指定緊急避難場所・指定一般避難所

1 指定緊急避難場所一覧

(令和7年4月現在)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする 異常な現象 の種類	指定 避難所 との 重複	想定 収容 人数 (数値)
1	南浜公園	姫島村 2073-1		洪水、地震、津波		954
2	姫島中学校 グラウンド	姫島村 2108-4		洪水、地震、津波		8254
3	姫島中学校校舎	姫島村 2108-4	0978- 87-3334	地震、津波		464
4	姫島運動公園	姫島村 2301		洪水、地震、津波		23,132
5	用作公園	姫島村 2337-83		洪水、地震、津波		379
6	浄水場	姫島村 3119-4	0978- 87-3438	津波		348
7	東浦漁港（大海）	姫島村 3633-5		洪水、地震、津波		503
8	東浦漁港（稻積）	姫島村 4916		洪水、地震、津波		4,333
9	灯台公園	姫島村 4966-2		津波	○	754
10	東浦漁港（金）	姫島村 5287-3		洪水、地震、津波		1,261
11	西村記念公園	姫島村 699-1		洪水、地震、津波		659
12	西浦漁港	姫島村 859		洪水、地震、津波		3,089
13	フェリー広場	姫島村松原地先		洪水、地震、津波		1,200
14	南浦漁港	姫島村南浦地先		洪水、地震、津波		1,414
15	丘陵部（稻積）	姫島村		津波		
16	丘陵部（両瀬）	姫島村		津波		
17	丘陵部（金）	姫島村		津波		
18	丘陵部（大海）	姫島村		津波		
19	矢筈岳	姫島村		津波		
20	城山	姫島村		津波		
21	達磨山	姫島村		津波		
22	海岸寺	姫島村 1311	0978- 87-2139	津波		593
23	北浦漁港	姫島村 1332		洪水、地震、津波		826
24	北浦公園	姫島村 1401		洪水、地震、津波		252
25	離島センター 「やはず」	姫島村 1569-1	0978- 87-2303	洪水、地震、津波	○	234
26	姫島小学校 グラウンド	姫島村 1603	0978- 87-2001	洪水、地震、津波	○	6,461
27	教育委員会庁舎・ 軽スポーツセンター	姫島村 1681-2	0978- 87-2540	地震、津波	○	500

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする 異常な現象 の種類	指定 避難所 との 重複	想定 収容 人数 (数値)
28	姫島中央公園	姫島村 2023-1		洪水、地震、津波		294
29	大帯八幡社	姫島村 2063	0978- 87-3904	洪水、地震、津波		1,647

(出典：村総務課)

2 指定一般避難所一覧

(令和7年4月現在)

番号	名称 (施設名)	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	指定福祉 避難所 との重複	想定 収容 人数 (数値)
1	姫島村 社会福祉協議会	姫島村 1634-1	0978- 87-2024			92
2	離島センター 「やはず」	姫島村 1569-1	0978- 87-2303	○		234
3	姫島小学校体育館	姫島村 1603	0978- 87-2281	○		185
4	姫島村幼稚園	姫島村 1639-1	0978- 87-2015			90
5	教育委員会庁舎・ 軽スポーツセンター	姫島村 1681-2	0978- 87-2540	○		500
6	南浦地区 漁業協同作業所	姫島村 1827-6	0978- 87-2281			31
7	3区公民館	姫島村 1827-6	0978- 87-2281			37
8	姫島村保健センター	姫島村 2022	0978- 87-2281			68
9	姫島村保育所	姫島村 2065-1	0978- 87-2049			189
10	姫島中学校体育館	姫島村 2108-4	0978- 87-2281	○		261
11	4区公民館	姫島村 2185-1	0978- 87-2281			36
12	5区公民館	姫島村 3633-7	0978- 87-2281			22
13	金地区公民館	姫島村 4762-3	0978- 87-2281			26
14	稲積地区 漁業協同作業所	姫島村 4916-3	0978- 87-2281			31
15	稲積地区公民館	姫島村 4916-3	0978- 87-2281			27

番号	名称 (施設名)	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	指定福祉 避難所 との重複	想定 収容 人数 (数値)
16	姫島灯台休憩所	姫島村 4966-2	0978- 87-2281	○		51
17	西浦地区 漁業協同作業所	姫島村 859-8	0978- 87-2281			25
18	1区公民館	姫島村 859-8	0978- 87-2281			33
19	2区公民館	姫島村 1438-1	0978- 87-2281			48
20	中央公民館 (若者宿城山)	姫島村 948-3	0978- 87-3569			82

(出典：村総務課)

第2 危険区域内等の要配慮者利用施設

1 津波浸水区域内の要配慮者利用施設

(令和8年3月現在)

番号	施設の名称	所在地	連絡先	備考
1	姫島村保育所	東国東郡姫島村2065-1	0978-87-2049	
2	姫島幼稚園	東国東郡姫島村1639-1	0978-87-2015	
3	姫島小学校	東国東郡姫島村1603	0978-87-2001	
4	姫島中学校	東国東郡姫島村2108-4	0978-87-3334	
5	姫島村老人福祉施設 姫寿苑	東国東郡姫島村1562	0978-87-3703	
6	姫島村国民健康保険診療所	東国東郡姫島村1560-1	0978-87-3221	
7	グループホームひだまり	東国東郡姫島村1658-1	0978-87-2888	

(出典：村総務課)

第3 生活環境施設の状況

(令和6年6月現在)

種類	施設名		概要	備考
簡易水道	ダム	第1水源 (大海ダム)	23,000 m ³	普及率 100%
		第2水源 (迫ダム)	47,700 m ³	
		第3水源 (大海溜池)	87,600 m ³	
	ボーリング	2箇所	1日約 485 m ³	
公共下水道(普)	姫島浄化センター (平成8年3月竣工)		処理能力 1,440 m ³ /日 11,000 m ²	普及率 100%
	大海浄化センター (平成7年5月竣工)		処理能力 75 m ³ /日 512 m ²	
	金浄化センター (平成9年2月竣工)		処理能力 63 m ³ /日 400 m ²	
	稲積浄化センター (平成8年3月竣工)		処理能力 48 m ³ /日 350 m ²	
姫島村し尿投入施設 (平成24年4月竣工)			処理能力 0.59 m ³ /日 91.68 m ²	
清掃センター (令和3年4月竣工)			処理能力 3 t/日 847.39 m ²	
火葬場 (平成14年3月竣工)			木造一部鉄骨平屋建 144.2 m ²	
斎場 (平成4年9月竣工)			木造平屋建 267.70 m ²	

(出典：出典：村ホームページ 姫島の状況)

第4 医療機関一覧表

(令和8年3月現在)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	備考
姫島村 国民健康保険診療所	〒872-1501 東国東郡姫島村 1560番地1	0978-87-3221	内科、外科、小児科、 眼科、歯科、 歯科口腔外科	

(出典：村ホームページ 村内施設)

第5章 防災に必要な通信及び観測所等の 状況

第1 村内無線施設等の状況

第2 各種観測施設

第3 火災・患者輸送（救急）発生時の連絡方法

第1 村内無線施設等の状況

1 大分県防災情報通信システム無線局施設等の状況

(令和4年1月現在)

設置場所	局種	所在地	電話番号	備考
姫島村	可搬型無線局	東国東郡姫島村 1630-1	0978-87-2111	

(出典：大分県地域防災計画（資料編）令和5年3月)

2 漁業無線施設現況表

局名	局種	設置場所の名称	電話番号	所在地
姫島	海岸局	姫島漁業海岸局	0978-87-2211	東国東郡姫島村字南 1827-10

(出典：大分県地域防災計画（資料編）令和5年3月)

3 九州電力無線施設現況表

局名	局種	設置場所の名称	電話番号	所在地
九電姫島	基地局	姫島基地局		東国東郡姫島村字稲積 4429-3
九電姫島	固定局	姫島基地局		東国東郡姫島村字稲積 4429-3

(出典：大分県地域防災計画（資料編）令和5年3月)

第2 各種観測施設

1 雨量観測局

観測所名	水系名	観測位置			標高	自記普通別	電話番号	適用
		郡市	町村	大字				
姫役島村場	追川	東国東郡	姫島	南	11	自記	0978-87-2283	姫島村役場
姫島村		東国東郡	姫島			テレメーター	0978-72-1321	国東土木事務所 (砂防課観測所)

(出典：大分県地域防災計画（資料編）令和5年3月)

第6章 防災に必要な輸送の状況

第1 主要道路、港湾、漁港、航路

第2 ヘリコプター離着陸場

第1 主要道路、港湾、漁港、航路

1 主要道路の概況

(令和8年3月現在)

種別	路線名	延長	備考
県道	西浦・姫島港線	730m	
	北浦・姫島港線	720m	
	稲積・姫島港線	5,136m	
村道	計35路線	総延長 31,758m	

(出典：村ホームページ 姫島の状況)

2 港湾

(令和8年3月現在)

管理	種別	名称	所在地	備考
県管理	地方港湾	姫島港	東国東郡姫島村字松原、南	

(出典：村建設課)

3 漁港

(令和8年3月現在)

管理	種別	名称	所在地	備考
村管理	第1種	西浦魚港	東国東郡姫島村字堂ノ下	
村管理	第1種	北浦魚港	東国東郡姫島村字北	
村管理	第1種	東浦魚港（大海）	東国東郡姫島村字西大海	
		東浦魚港（稲積）	東国東郡姫島村字稲積	
		東浦魚港（金）	東国東郡姫島村字金	

(出典：村建設課)

4 航路

(令和6年6月現在)

航路	概要
姫島港～伊美港	1日12便（12月～3月は11便）片道 20分 村営フェリー 2隻 第一姫島丸 198t（定員160名）乗用車17台 第二姫島丸 199t（定員199名）乗用車17台

(出典：村ホームページ 姫島の状況)

第2 ヘリコプター離着陸場

場外 番号	名称	所在地	管理者		CH47 (チヌーク) 離発着 可能場外
			名称	連絡先 (昼間・ 夜間)	
16-1	姫島中学校グラウンド	東国東郡姫島村 2118	姫島中学校	0978- 87-3334	
16-2	姫島フェリー広場	東国東郡姫島村 松原	姫島村 フェリー乗場	0978- 87-2021	
16-3	姫島総合運動公園 (多目的グラウンド)	東国東郡姫島村 2301-3	姫島村教育委員会 社会教育課	0978- 87-2113	○
16-4	姫島総合運動公園 (野球場)	東国東郡姫島村 2301-3	姫島村教育委員会 社会教育課	0978- 87-2113	

(出典：大分県地域防災計画（資料編）令和5年3月)

第7章 災害危険予想箇所等の状況

第1 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域

第2 砂防指定地

第3 地すべり防止区域

第4 急傾斜地崩壊危険区域

第5 山地災害危険地区

第6 重要水防区域等

第7 災害危険河川区域

第1 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域

1 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定状況

(令和7年12月現在)

土石流		急傾斜		地滑り		合計	
土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
	うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
区域数	区域数	区域数	区域数	区域数	区域数	区域数	区域数
0	0	30	24	1	0	31	24

(出典：大分県 土砂災害警戒区域等の指定状況)

2 土砂災害警戒区域等一覧表

No.	土砂災害の現象	箇所名	箇所番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域	告示番号
1	急傾斜地の崩壊	第二金	I-1-0138	平成30年11月6日	○		大分県告示第651号
2	急傾斜地の崩壊	第一金(A)	I-1-0139	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
3	急傾斜地の崩壊	第一金(B)	I-1-0139	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
4	急傾斜地の崩壊	第一金(C)	I-1-0139	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
5	急傾斜地の崩壊	東大海(A)	I-1-0140	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
6	急傾斜地の崩壊	東大海(B)	I-1-0140	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
7	急傾斜地の崩壊	東大海(C)	I-1-0140	平成30年11月6日	○		大分県告示第651号
8	急傾斜地の崩壊	東大海(D)	I-1-0140	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
9	急傾斜地の崩壊	追崎(A)	I-1-0141	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
10	急傾斜地の崩壊	追崎(B)	I-1-0141	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
11	急傾斜地の崩壊	西浦①	I-1-2536	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
12	急傾斜地の崩壊	北浦(A)	I-1-2537	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
13	急傾斜地の崩壊	北浦(B)	I-1-2537	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
14	急傾斜地の崩壊	北浦(C)	I-1-2537	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号
15	急傾斜地の崩壊	西大海(A)	I-1-2538	平成30年11月6日	○	○	大分県告示第651号

No.	土砂災害の現象	箇所名	箇所番号	告示年月日	警戒区域	特別警戒区域	告示番号
16	急傾斜地の崩壊	西大海(B)	I-1-2538	平成30年 11月6日	○		大分県告示 第651号
17	急傾斜地の崩壊	両瀬①	I-1-2539	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
18	急傾斜地の崩壊	金①	I-1-3011	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
19	急傾斜地の崩壊	稲積(A)	I-1-3012	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
20	急傾斜地の崩壊	稲積(B)	I-1-3012	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
21	急傾斜地の崩壊	両瀬②	II-1-0390	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
22	急傾斜地の崩壊	大海①(A)	II-1-0393	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
23	急傾斜地の崩壊	大海①(B)	II-1-0393	平成30年 11月6日	○		大分県告示 第651号
24	急傾斜地の崩壊	大海①(C)	II-1-0393	平成30年 11月6日	○		大分県告示 第651号
25	急傾斜地の崩壊	金②(A)	II-2-0011	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
26	急傾斜地の崩壊	金②(B)	II-2-0011	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
27	急傾斜地の崩壊	金②(C)	II-2-0011	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
28	急傾斜地の崩壊	大海②(A)	II-2-0012	平成30年 11月6日	○	○	大分県告示 第651号
29	急傾斜地の崩壊	大海②(B)	II-2-0012	平成30年 11月6日	○		大分県告示 第651号
30	地滑り	金	223	平成30年 11月6日	○		大分県告示 第651号
31	急傾斜地の崩壊	第二金②	B-1-21113	令和4年 11月25日	○	○	大分県告示 第467号
					31箇所	24箇所	

3 土砂災害警戒区域等図

大分県土砂災害警戒区域等情報を参照。

https://sabo-oita.jp/dosya_map/index.html

第2 砂防指定地

(令和5年3月現在)

水系名	溪流番号	追加	水系	溪流名	種別	指定方法	指定延長 m	指定面積 ha	告示年月日	告示番号
大海川	166		三	大海川	普	線	500	1.25	S36.2.22	220
迫川	322	1	三	迫川	普	線	380	1.6	S41.6.6	1,789
迫川	322	2	三	迫川	普	線	664	2.6	H6.11.10	2,171
金川	530		三	金川	普	線	750	3.2	S46.12.20	2,060
姫川	601		三	姫川及び 支川	普	線	800	3.3	S49.3.30	513
唐戸川	660		三	唐戸川	普	線・柱	400	1.9	S51.12.20	1,625
西迫川	786		三	西迫川	普	柱	79	0.35	S63.3.26	951

(出典：大分県の砂防指定地一覧表)

第3 地すべり防止区域

(令和3年12月現在)

コード番号	追加	区域名	溪流名	市町村名	指定面積 ha	告示年月日	告示番号
48084		金	金川	姫島村	12.95	H22.5.31	601

(出典：大分県の地すべり防止区域一覧表)

第4 急傾斜地崩壊危険区域

(令和5年3月現在)

コード番号	追加	指定区域名	市町村名	指定面積 a	告示年月日	告示番号
49722		第一金	姫島村	67	H4.5.1	611
49723		第二金	姫島村	65	H4.5.1	611
49859		西浦・北浦	姫島村	414	H8.2.13	145
49902		両瀬	姫島村	169	H10.3.3	167
49942	1	東大海	姫島村	148	H11.4.6	379
49942	2	東大海	姫島村	8	H18.11.17	1,031
49947	1	西大海	姫島村	112	H11.9.24	739
49947	2	西大海	姫島村	23	H15.4.4	417

(出典：大分県の急傾斜地崩壊危険区域一覧表)

第5 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和8年2月現在)

危険地区番号	住所	備考
(山) -322-1	姫島村追崎	

(出典：大分県 山地災害危険地区情報)

2 山地災害危険地区図

大分県山地災害危険地区情報を参照。

https://www.ocr.or.jp/HazardMap/index_map.html

第6 重要水防区域等

1 重要浸水区域

記号	河川名	延長	位置
E-1	北浦漁港海岸	背後地 0.1 ha	東国東郡姫島村字松原から字古浜

(出典：大分県水防計画 令和7年度版)

2 水位周知海岸（高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸）

沿岸名	区域	備考
豊前豊後沿岸	国東市、姫島村全域の海岸	豊前豊後沿岸：大分県中津市字小祝から大分県大分市大字佐賀関までとする

(出典：大分県水防計画 令和7年度版)

第7 災害危険河川区域

現在	修正	追加	級別	水系名	河川名	法河川 延長 (m)	災害危険河川区域		備考
							位置 (上段：下流端 下段：上流端)	延長 (m)	
		○	海岸	姫島海岸	追崎地区 海岸	90	東国東郡姫島村 字追崎	90	
							東国東郡姫島村 字追崎		

(出典：大分県地域防災計画（資料編）令和5年3月)

第 8 章 災害関係例規及び各種協定等

第 1 姫島村防災会議条例

第 2 姫島村災害対策本部条例

第 3 災害時応援協定等の締結状況

第1 姫島村防災会議条例

(昭和38年8月12日)

条例第14号

改正 昭和49年7月 1日条例第16号

改正 平成24年9月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき姫島村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 姫島村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- 二 姫島村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること
- 三 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - 一 大分県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - 二 大分県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - 三 村長がその部内の職員のうちから任命する者
 - 四 教育長
 - 五 消防団長
 - 六 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - 七 前各号に掲げるもののほか、村長が特に認める者
- 6 前項第一号、第二号、第三号及び第六号の委員の定数は、それぞれ二人、一人、六人及び一人とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、公共機関の職員、姫島村の職員及び学識経験のある者のうちから村長

が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則 (平成24年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2 姫島村災害対策本部条例

(昭和38年8月12日)

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき姫島村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3 災害時応援協定等の締結状況

(令和7年4月現在)

番号	協定等の名称	締結先団体名	締結(更新)日	担当課
1	姫島村における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	H23. 8. 8	総務課
2	姫島村との災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社 別府配電事業所	R5. 10. 1	総務課
3	大分空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	大分空港事務所	S59. 12. 24	総務課
4	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	海ネット共助会員(近畿・中国ブロック 44市町、四国・九州ブロック 33市町村)	R2. 3. 13	総務課
5	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 大分支店	H26. 9. 24	総務課
6	災害時におけるエルピーガス供給に関する協定	国東地区 LP ガス協議会	H29. 4. 1	総務課
7	災害時における緊急作業等に関する協定	有限会社 姫島建設	H29. 4. 1	総務課
8	災害発生時における姫島村と姫島郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 姫島郵便局	H27. 7. 30	総務課
9	災害時における応急対策業務に関する協定	有限会社 姫島建設	R3. 6. 1	建設課
10	大分県消防団相互応援協定	県内市町村	H25. 4. 1	総務課
11	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4. 6. 22	総務課
12	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	大分県及び県内市町村	H10. 5. 18	総務課
13	漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定	一般社団法人水産土木建設技術センター	R3. 4. 1	建設課

(出典：村総務課)

第9章 被災者支援に関する各種制度

第1 経済・生活面の支援

第2 住まいの確保・再建のための支援

第3 農漁業・中小企業・自営業への支援

第1 経済・生活面の支援

1 災害弔慰金

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

支援の種類	給 付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ① 生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内 ② その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	村

(2) 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

支援の種類	給 付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ① 生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内 ② その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。
対象となる災害	県内で発生した上記1（1）以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等
問合せ先	村

2 災害障害見舞金

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

支援の種類	給 付
対象者	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 支給額 ① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円を超えない範囲内 ② その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ① 両目が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1 (1)に同じ
問合せ先	村

(2) 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

支援の種類	給 付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内 ② その他の者が重度の障がいを受けた場合：62.5万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1 (2)に同じ
問合せ先	村

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子） ※村により軽減措置を講じる場合がある。	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ② 家財の1/3以上の損害
- ③ 住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

(4) 問合先
村

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

- ① 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する65才以上の高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。
- ② 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	① 連帯保証人を立てた場合 無利子 ② 連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

- ③ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ① 低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：村社会福祉協議会、県社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ① 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ② 母子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） 2 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合先	県、村の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類：融資 共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内（ただし、受給している年金の年額の範囲内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※ 金利については（株）日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること	
(2) 対象者：年金受給者	
(3) 問合せ先：（株）日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構	

7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：融資 恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給年額の3年分以内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※ 金利については（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること	
(2) 対象者：恩給受給者	
(3) 問合せ先：（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

8 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	（災害救助法が適用された）村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
問合せ先	（災害救助法が適用された）村

9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合せ先	県、村、学校

10 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給 付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。）
問合せ先	村、幼稚園

11 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給 付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	県、村、学校

12 緊急採用奨学金

支援の種類	貸 与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

13 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融 資	
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内
	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代
	保 全	（公財）教育資金融資保証基金
対象者	1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者 2 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり	
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

14 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	村

15 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。 2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること 3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方 2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合せ先	県、村（税務課など）

16 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。 5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。

支援の種類	軽減、猶予、延長
対象者	<p>1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減税法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</p> <p>2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</p> <p>4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。</p> <p>5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。</p>
問合せ先	税務署

17 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	（災害救助法が適用された）村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	（災害救助法が適用された）村

18 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

<p>(1) 支援の種類：減免、猶予</p> <p>① 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。</p>	
国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。
<p>(2) 対象者 ご加入の医療保険者や村にご確認ください。</p> <p>(3) 問合せ先：各医療保険者、村、医療機関、日本年金機構年金事務所</p>	

19 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減 免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、県や村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、県、村、関係事業者が定めることになる。
問合せ先	県、村、関係事業者

20 放送受信料の免除

支援の種類	減 免
支援の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHKによる確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

21 生活保護

(1) 支援の種類：給付		
(2) 支援の内容		
① 生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。		
② 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。		
③ 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。		
④ 扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。		
項 目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円
高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円
(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方		
(4) 問合せ先：県、村		

22 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。</p> <p>2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。</p> <p>3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。</p>
対象者	<p>1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ② 1年以上事業活動を行っていたこと ③ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。 <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
問合せ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

23 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合せ先	公共職業安定所

24 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。</p> <p>2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。</p>
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合せ先	公共職業安定所

第2 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ① 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。
- ② 支給額は、下記のとおり。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊、中規模半壊した世帯。

（※）下記の世帯を含む。

- 1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

※ 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(4) 問合せ先：県、村

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ① 災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。
 - ② 支給額は、下記のとおり。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)
- ※ 被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円
		補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

・国制度と併給する場合

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円
		補修	30万円	80万円
		賃借	25万円	75万円

(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた村に引き続き居住する世帯

留意事項

- 1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。
- 3 (被災者生活再建支援法が適用になっている)村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。
住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(4) 問合せ先：県、村

3 災害復興住宅融資（建設）

（1）支援の種類：融資

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ② 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。
- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※ 金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

（3）問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1) 支援の種類：融資

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。
- ② 原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。
- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	本造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※ 金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる）

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5 災害復興住宅融資（補修）

(1) 支援の内容：融資

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。
- ② 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ③ この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長でない）

項目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※ 金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

6 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。</p> <p>2 支援内容の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 返済金の払込みの据置：1～3年間 ② 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③ 返済期間の延長：1～3年 <p>3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。</p> <p>※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。</p>
対象者	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ② 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③ 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

7 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

（1）支援の種類：融資

- ① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
- ② 貸付限度額

貸付限度額	250万円以内（目安）
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

（2）対象者

- ① 低所得世帯、障がい者世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

（3）問合せ先：村社会福祉協議会、県社会福祉協議会

8 母子寡婦福祉資金の住宅資金

（1）支援の種類：融資

- ① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
- ② 貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

（2）対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

（3）問合せ先：県、村、社会福祉協議会

9 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 低所得の被災者は、県又は村が整備する公営住宅に入居することができる。</p> <p>2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。</p>
対象者	<p>1 以下の要件を満たす方</p> <p>① 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方</p> <p>② 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方</p> <p>③ 入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円）</p> <p>2 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体（県、村）で別に定める場合がある。</p>
問合せ先	県、村

10 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、県、村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	<p>以下の要件を満たす方が対象</p> <p>災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）</p>
問合せ先	県、村

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり 59 万 5 千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり 30 万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。
対象者	（災害救助法が適用された）村において、以下の要件を満たす方 ① 災害により住宅が半壊又は半焼した者 ② 応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く） ③ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 ④ 自ら修理する資力のない世帯 （※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない） ※ 世帯年収や世帯人員などの条件については、村に相談すること。
問合せ先	県、（災害救助法が適用された）村

12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 県又は村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）
問合せ先	県、（災害救助法が適用された）村

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物給付
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。 3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり 137,900 円（令和元年度基準）。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 1 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態であること。 2 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること（但し、生活に支障がなければ認められない）。 ※ そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。
問合せ先	（災害救助法が適用された）村

14 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の種類：融資

- ① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。
- ② 改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。

融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
償還期間	15年以内

※ 金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

15 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

- ① 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。
- ② 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

● 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金、建設資金 又は新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1,400万円		25年
特例加算	450万円		供せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間

● 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入			
構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金、建設資金 又は新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1,400万円		25年
特例加算	450万円		供せて利用する移転資金、建設 資金又は新築購入資金の各融資 の返済期間と同じ返済期間
● 中古住宅の購入			
構造等	融資限度額		
	リ・ユース	リ・ユースプラス	
耐火住宅	1,160万円	1,460万円	
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円	
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円	
木造住宅(一般)	950万円	—	
特例加算	450万円	450万円	
土地取得費	970万円	970万円	
建て方	種別		返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅		25年
	リ・ユースプラス住宅		35年
マンション	リ・ユースマンション		25年
	リ・ユースプラスマンション		35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者
 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」があり、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月内閣府（防災担当））等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

2 問合せ：村

第3 農漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度（国が実施する災害資金）

(1) 支援の種類：融資

- ① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

● 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等	55	500	2,500
	飼養者			
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 2,500	
			連合会 5,000	

- (2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

● 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等	80	600	2,500
	飼養者			
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 2,500	
			連合会 5,000	

① 貸付利率、償還期限		
資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合)	6.5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合)	5.5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3.0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者
次の基準に該当すると村長の認定を受けた方

(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ先：村

2 農漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）

支援の種類	融資			
支援の内容	<p>● 災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。</p> <p>1 株式会社日本政策金融公庫</p>			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	15年以内 (うち3年以内の据置可能)
	農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般： 負担額の80%又は1施設あたり300万円のいずれか低い額 特認： 負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額	15年以内 (うち3年以内の据置可能)

			漁船： ・総トン数 20 トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数 20 トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資		負担額の100%	25年以内 (うち10年以内の据置可能)
農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資		個人3億円、法人10億円	25年以内 (うち10年以内の据置可能)
経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資		①負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内 (うち3年以内の据置可能)
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資		①復旧造林：負担額の80% (計画森林は負担額の90%)	①復旧造林：30年以内 (うち20年以内の据置可能) ※別途特認要件あり
			②苗養成施設：負担額の80%	②樹苗養成施設：15年以内 (うち5年以内の据置可能)
			③林道：負担額の80%	③林道：20年以内 (うち3年以内の据置可能) ※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資		負担額の80%	20年以内 (うち3年以内の据置可能)

2 農協・漁協等		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ）	①個人 1,800 万円 ②法人 2 億円	15 年以内 （うち 7 年以内の据置可能）	
	農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	10 年以内 （うち 3 年以内の据置可能） 特認 15 年以内 （うち 3 年以内の据え置き可能）	
	漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800 万円～3.6 億円	15 年以内 （うち 3 年以内の据置可能）	
●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。					
対象者	農林漁業者				
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等				

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資	
① 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。	
② 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。	
③ 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等	
● 国民生活事業	
貸付限度額	各融資制度の限度額に 1 災害あたり上乘せ 3 千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内
● 中小企業事業	
貸付限度額	1 億 5 千万円以内
償還期間	設備資金 15 年以内（うち 2 年以内の据置可能） 運転資金 10 年以内（うち 2 年以内の据置可能）
④ 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等	
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金 10 年以内（うち 2 年以内の据置可能） 運転資金 10 年以内（うち 2 年以内の据置可能）

<p>⑤ 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる</p> <p>(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等</p> <p>(3) 問合せ先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫</p>
--

4 災害復旧高度化資金

<p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>① 大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産がり災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>(2) 対象者 中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>① 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合</p> <p>② 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</p> <p>(3) 問合せ先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内					
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）					
貸付利率	無利子					

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資（保障）
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合せ先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融 資
支援の内容	<p>1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。</p> <p>2 貸付限度額：20百万円</p> <p>3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内） 運転資金は7年以内（措置期間1年以内）</p>
対象者	<p>1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。</p>
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資（保障）
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日）。 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第10章 その他

第1 気象庁震度階級

第2 災害復旧工事台帳

第1 気象庁震度階級

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2 災害復旧工事台帳

(昭和61年度以降)

年度	工事名	工事概要	工事金額(円)	災害発生理由
昭和61年度	村道西浦線災害復旧工事	コンクリート舗装 L=11.0m	4,900,000	昭和61年7月7日～8日梅雨前線の豪雨による被災
〃	耕地災害(大海)復旧工事	コンクリートブロック積 L=14.0m	2,450,000	
〃	村道追崎線災害復旧工事	コンクリート擁壁 L=38.0m	6,414,000	昭和61年7月7日～8日梅雨前線の豪雨による被災
昭和62年度	北浦地区水路工, 堤防工災害復旧工事	水路工 L=22.6m 堤防工 L=23.7m	8,384,000	昭和62年3月18日発生日向灘沖地震による被災
〃	北浦漁港防潮堤災害復旧工事	被覆ブロック L=24.2m	5,650,000	同上
〃	62年災821号稲積灯台線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=17.0m	3,420,000	昭和62年7月14日～20日の台風5号及び梅雨前線豪雨による被災
昭和63年度	63年災185号・186号村道大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=30.0m	805,000	昭和63年6月1日～2日の豪雨による被災
平成元年度	元年災第6-1平成元年度用作地区耕地災害復旧工事	水路工 L=8.0m	741,600	平成元年8月13日～14日の集中豪雨による被災
平成3年度	第⑤号北浦漁港防潮堤災害復旧工事	防潮堤 L=133.0m	37,021,290	平成3年9月27日台風19号による被災
〃	第7号東浦漁港防波堤災害復旧工事	防潮堤 L=56.2m	86,520,000	同上
〃	3年災第494号村道大海稲積線災害復旧工事	コンクリート擁壁 L=35.0m	13,596,000	平成3年6月30日～7月5日の梅雨前線豪雨による被災
〃	3年災第495号村道大海稲積線災害復旧工事	コンクリート擁壁 L=60.0m	18,567,810	同上
〃	3年災第496号村道大海稲積線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=30.0m	4,942,970	同上
〃	3年災第176号村道金大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=23.0m	2,575,000	同上
〃	3年災第177号村道松原大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=6.0m	432,600	同上
〃	3年災第179号村道北山線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=12.0m	4,171,500	同上
〃	3年災第180号村道北山線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=16.0m	2,884,000	同上
〃	3年災第181号村道稲積灯台線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=23.6m	10,248,500	同上

年度	工事名	工事概要	工事金額(円)	災害発生理由
"	3年災第862号村道金大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=32.0m	4,627,790	平成3年9月26日～9月27日の台風19号による被災
"	3年災第863号村道金大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=30.0m	3,502,000	同上
"	3年災第864号村道金大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=24.0m	3,450,500	同上
"	3年災第865号村道松原大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=8.0m	2,060,000	平成3年9月26日～9月27日の台風19号による被災
"	3年災第866号村道明石線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=136.7m	21,218,000	同上
平成3年度	3年災第178号・867号村道大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=55.5m	6,334,500	平成3年9月26日～9月27日の台風19号による被災
"	3年災第868号村道大海線災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=8.0m	1,133,000	同上
"	3年災第6-101用作ため池災害復旧工事	堤体工 1.0式	7,622,000	同上
"	3年災第①号北浦漁港護岸災害復旧工事	階段式護岸 L=50.0m	9,270,000	平成3年9月27日の台風19号による被災
"	3年災第②号北浦漁港防波堤災害復旧工事	防波堤復旧 L=42.5m	27,832,660	同上
"	3年災第③号北浦漁港防波堤災害復旧工事	防波堤復旧 L=24.3m	1,771,600	同上
"	3年災第④号北浦漁港防潮堤災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=40.0m	7,158,500	同上
"	3年災第⑥号北浦漁港防潮堤災害復旧工事	防波堤復旧 L=62.4m	13,287,000	同上
平成4年度	4年災第352号村道達磨線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=91.0m	1,339,000	平成4年8月7日～8日の台風10号による被災
"	4年災東浦漁港(大海地区)防波堤災害復旧工事	防波堤復旧 L=17.9m	12,982,120	平成4年8月8日発生の台風10号による被災
平成5年度	5災1110号村道北山線道路災害復旧工事(その1)	コンクリートブロック積 L=20.0m	2,575,000	平成5年7月26日～28日にかけての台風5号による被災
"	5災1111号村道北山線道路災害復旧工事(その2)	コンクリートブロック積 L=10.0m	772,500	同上
"	5災1112号村道北山線道路災害復旧工事(その3)	コンクリートブロック積 L=6.0m	896,100	同上
"	5災1109号村道大海稲積線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=50.0m	10,351,500	同上
"	5災第4号北浦漁港防潮堤災害復旧工事	防波堤復旧 L=29.4m	9,064,000	平成5年9月3日～4日にかけての台風13号による被災

年度	工事名	工事概要	工事金額(円)	災害発生理由
平成6年度	6 災第 146 号村道金大海線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=17.7m	2,060,000	平成6年7月25日～26日にかけての台風7号による被災
平成7年度	7 災第 419 号村道追崎線道路災害復旧工事	アスファルト舗装 L=30.0m	9,270,000	平成7年7月2日～6日の梅雨前線豪雨による被災
平成8年度	8 災第 187 号村道稲積灯台線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=15.0m	1,442,000	平成8年6月19日～21日の梅雨前線豪雨による被災
〃	8 災第 188 号村道北山線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=20.0m	3,811,000	同上
〃	8 災第 1 号東浦漁港災害復旧工事	被覆ブロック L=38.0m	8,330,640	平成8年8月14日発生の台風12号による被災
〃	8 災第 2 号東浦漁港災害復旧工事	被覆ブロック L=63.7m	5,841,130	同上
平成9年度	9 年災第 6 号東浦漁港災害復旧工事	道路被覆・根田工 L=43.7m	1,575,000	平成9年9月16日発生の台風19号による被災
平成10年度	10 年災第 400 号村道松原大海線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=7.0m	766,500	平成10年10月15日～18日の豪雨及び台風10号による被災
平成10年度	10 年災第 401 号村道東大海線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=11.5m	3,622,500	平成10年10月15日～18日の豪雨及び台風10号による被災
平成11年度	11 年災第 19 号北浦漁港-1.5m物揚場災害復旧工事	-1.5m物揚場復旧 L=27.2m	3,150,000	平成11年9月24日発生の台風18号による被災
〃	11 年災第 20 号東浦漁港関連道護岸災害復旧工事	消波工 L=218.4m	255,194,100	同上
〃	11 年災第 21 号東浦漁港(大海地区)護岸災害復旧工事	護岸復旧 L=46.6m	1,575,000	同上
平成15年度	15 年災第 235 号村道大海稲積線道路災害復旧工事	道路擁壁工 L=25.0m	2,730,000	平成15年7月29日の豪雨による被災
〃	15 年災第 236 号村道大海稲積線道路災害復旧工事	道路工復旧 L=13.1m	3,244,500	同上
〃	15 年災第 237 号村道達磨線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=8.0m	1,816,500	同上
平成16年度	16 災第 386 号村道大海稲積線道路災害復旧工事	道路工復旧 L=24.7m	1,943,550	平成16年8月30日発生の台風16号による被災
平成17年度	17 災第 1238 号村道大海稲積線道路災害復旧工事	道路工復旧 L=17.0m	1,732,500	平成17年9月6日発生の台風14号による被災

年度	工事名	工事概要	工事金額(円)	災害発生理由
〃	17 災第 1 号東浦漁港(金地区)災害復旧工事	防波堤 (消波工) L=39.3m	1,785,000	同上
平成 22 年度	22 災第 13 号村道金大海線道路災害復旧工事	コンクリートブロック積 L=5.0m	714,000	平成 22 年 7 月 12 日～14 日の梅雨前線豪雨による被災
平成 26 年度	梅雨前線豪雨⑥ 6-1 稲積 農地災害復旧工事	農地災害復旧工 L=7.0m、 ふとんかご工 L=28.0m	648,000	平成 26 年 7 月 2 日～3 日の豪雨災害により越水し、崩壊した
平成 28 年度	社交金事業 村道松原明石線法面保護工事	法面保護工 A=726 m ²	12,111,200	平成 28 年 6 月 27 日～28 日の梅雨前線豪雨による被災
平成 29 年度	社交金事業 村道松原明石線法面保護工事	法面保護工 A=380 m ²	13,932,000	同上
平成 30 年度	梅雨前線豪雨③ 6-1 稲積 農地災害復旧工事	農地災害復旧工 L=7.0m	1,782,000	平成 30 年 7 月 5 日～7 日の梅雨前線豪雨による被災
〃	30 年災第 164 号村道松原明石線道路災害復旧工事	法面保護復旧工 L=11.0m	7,344,000	同上
〃	30 年災第 165・6 号村道松原明石線道路災害復旧工事	道路防護柵工 L=37.0m	9,558,000	同上
〃	30 年災第 167・8 号村道大海稲積線道路災害復旧工事	道路防護柵工 L=34.5m	7,722,000	同上
令和 2 年度	梅雨前線豪雨⑤ 6-1 稲積 農地災害復旧工事	農地災害復旧工 L=5.0m	1,012,000	令和 2 年 7 月 6 日の梅雨前線豪雨による被災
〃	災国町村第 423 号村道北山線道路災害復旧工事	道路災害復旧工 L=13.0m	2,288,000	同上
令和 4 年度	災国町村第 371 号村道大海稲積線道路災害復旧工事	道路災害復旧工 L=119.2m	57,530,000	令和 4 年 9 月 18 日～19 日にかけての台風 14 号による被災
〃	災国町村第 372 号村道松原明石線道路災害復旧工事	道路災害復旧工 L=141.6m	62,150,000	同上
令和 5 年度	梅雨前線豪雨⑧ 6-1 北農地災害復旧工事	農地法面復旧工 L=6.0m	1,650,000	令和 5 年 6 月 29 日～7 月 2 日の梅雨前線豪雨による被災
令和 5 年度	災国町村第 219 号村道松原大海線災害復旧工事	道路防護柵工 L=22.0m	8,250,000	令和 5 年 6 月 29 日～7 月 2 日の梅雨前線豪雨による被災

姫島村地域防災計画

(資料編)

令和8年3月

姫島村防災会議

〒872-1501 大分県東国東郡姫島村1630-1

TEL : 0978-87-2281

FAX : 0978-87-3629

URL <https://www.himeshima.jp>

企画・編集 : 姫島村 総務課